

令和5年 第12回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和5年12月15日(金)午後2時30分 浜北区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠

出席： 松澤崇 松島好則 平尾温己 江間栄作
中村金夫 横井典行 足立侑律 根木常次 内山進吾
岡本純 山中秀三 杉山誠 後藤剛 中安千秋 森島倫生
鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘
欠席： 渡瀬三郎 加茂龍雄 袴田博子 鈴木要

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 齋藤和也 石川宗明 河村幸一郎 縣弘之 奥山英洋 吉山和志 富永幹人 笠原直人
佐々木朝飛

4. 審議事項

- 第83号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第84号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第85号議案 事業計画変更承認申請について
- 第86号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第87号議案 非農地証明について
- 第88号議案 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について

5. 報告事項

- 報第81号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第82号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第83号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報第84号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第85号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第86号 農業用施設証明について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

只今から令和5年第12回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ20名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席委員ですが、議席番号2番の渡瀬三郎、議席番号5番の加茂龍雄委員、議席番号10番の袴田博子委員、議席番号24番の鈴木要委員でございます。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。師走のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

天気は12月としては暖かく少し異常となっております、農産物の作り方には大変な状況だと思っております。例年なら売れている白菜なども、現在はあまり売れていないと聞いております。天候不順があると農業者には大変だと感じております。

最近、静岡県農業会議の西ヶ谷会長と何度か一緒になる機会がありまして、西ヶ谷会長からのお話で農作業の事故が多いということでした。西ヶ谷会長はみかん農家ですが、西ヶ谷会長の近隣の急傾斜地等で事故が何件かあったようです。具体的には、トラクターで傾斜地を登る時に転んだり、傾斜地で消毒作業中に機械が滑って落ちたりということです。解決策としては圃場の整備や機械が安全に通れるような通路が必要だと思います。3Kの危険に該当するような環境にならないように、みなさんにおいても圃場の整備などで事故に巻き込まれないような工夫をしていただきたいと思います。

簡単ではございますが、あいさつと代えさせていただきます。

それでは、令和5年第12回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号1番の松澤崇委員、議席番号4番の平尾温己委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第83号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第83号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号278番外25件でございます。申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が21件、贈与に係る案件が4件、区分地上権に係る案件が1件でございます。また、新規の方は6件、外国籍の方は1件です。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案4ページ、地区「庄内」、整理番号288番は売買に係る案件でございます。譲受人

佐々木 は、東京都青梅市に本社を置き、榊の栽培を行っている農地所有適格法人、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXでございます。現在、市内で 4.5ha ほど耕作しておりますが、この度、規模拡大を図
るため申請地を売買により取得したく、申請に至ったものでございます。申請地は、西区
協和町の畑、29 筆で、許可後は榊を作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾 積志地区調査会で協議の結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員が欠席しておりますので、私からご
報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題ないとのこと報告を受けています。

続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村 庄内地区調査会にて協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 289 番についてご説明いたします。申請地は金折町。譲渡人は東町の人です。譲受人は
愛知県の人です。住宅を買う人が隣地の農地も買うため、このような申請になっており
ます。申請面積は 47 m²で新規です。新規の場合の添付書類で耕作管理計画書と新規就農
計画書があります。耕作管理計画書の中で申請者の住所を、今度購入する金折町の住宅
からで計算しています。しかし、現在住んでいるのは愛知県です。耕作管理計画書の書き
方が現状と合っていないので、書き方について変更をお願いしたいです。

議長 変更と言いますと、今回の案件について修正が必要ですか。

足立 そうではありません。耕作管理計画書の書式を変更してほしいということです。

議長 事務局をお願いします。

吉山 調整グループの吉山です。足立委員からご指摘ありました耕作管理計画書ですが、今
回の案件についてはわかりにくかったと思います。申し訳ありませんでした。今後は調
査員さんがわかりやすい形に改善していきたいと思います。

足立 それから、47 m²と小面積ですので、聞き取りの下限面積の規定を作っていたきたい
です。

吉山 調整グループの吉山です。足立委員からご意見がありました、面積が小さい新規案件
を調査会で聞き取りする必要があるかとのことですが、9 月にも加茂委員から同じ質問
をいただいております。10 月の総会で 3 条新規の説明については、総会では説明しない
ということになっております。ただし、調査会の聞き取りについては、面積の大小に関わ
らず調査会に来ていただきたいという調査会もありますので、調査会毎に基準を作っ
ていただきたいと思っておりますが、足立委員から浜松市一律に基準を作っていたきたい

吉 山 いとご意見がありましたので、一番小さな基準に合わせるということで、今は 1 m²でも調査会にお越しいただいています。浜松市一律の基準を見直すかは、本総会のその他で意見をいただきたいと思います。

議 長 事務局から提案がありました通り、下限面積の一律の基準についてはその他で私から協議事項として挙げさせていただきますが、足立委員どうでしょうか。

足 立 結構です。

議 長 では、そのように進めますので、よろしくお願ひします。足立委員、この案件については問題ないということによろしいですね。

足 立 はい。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願ひします。

内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願ひします。

岡 本 都田地区調査会で協議をしましたが、特に問題ございませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願ひします。

山 中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願ひします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森 島 3件でございますが、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議しました。問題ありません。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願ひします。

鈴木英雄 天竜・龍山地区調査会で協議いたしました。ただ、圃場と譲受人の住所と距離があります。確認したところ、圃場付近に父が居住しており管理を手伝うとのことでしたので、問題なしということにいたしました。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願ひします。

水 崎 春野地区調査会で協議しました。特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(中村委員、挙手)

議 長 はい、中村委員。

中 村 庄内地区で■■■■が、1町1反を営農型太陽光発電にしたいという申請がありました。1、2年前に庄内町の田に営農型太陽光発電をしましたが、そこがまだ十分営農できていないという意見がありました。今回の申請地は三方原台地の西の端で、今は荒地ですが水はけの良い土地で、過去には菊を作っていて優良な畑でした。良い畑ですので今回はしっかり営農できると考え、問題ないという結論に至りました。また、今回の申請地を許可したから、庄内町の田について手を抜くことがないように伝えました。■■■■としては庄内町の田について、これからも改善していくというお話もありました。そのようなこともあり、今回は許可をしても良いという判断になりました。

議 長 ご苦勞様です。
(森島委員、挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 今、中村さんからご説明をいただいて、とても良い会議になっていると思っています。私共も■■■■■■■■■■とのお付き合いは長くなっておりまして、厳しい要請にも真摯に応えようという姿勢は示していますので、悪質な業者ではないと私は認識しております。ただ、中村さんに申し上げておきたいことは、■■■■■■■■■■の従業員が1人で三重や千葉も管理しているようですので、調査会がよく見てそばに付いてあげないといけません。そのため、推進委員や調査員のみなさんには大変なご苦勞を掛けていると思います。中村さんの調査会も大変かと思いますが、面倒を見てあげてください。

中 村 わかりました。

議 長 その他、ございますか。
(質疑なし)

議 長 それでは採決いたします。第83号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、第84号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案9ページをご覧ください。第84号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号72番外14件でございます。転用目的別の内訳は、自己用・共同住宅関連が8件、貸駐車場が3件、農業用施設が1件、宗教施設が1件、営農型太陽光発電が2件でございます。また、農地区別の内訳は、農用地区域内農地が3件、第1種農地が2件、第2種農地が2件、第3種農地が8件でございます。なお、是正案件は72番、73番、75番、76番、80番、81番、83番です。
説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を、私からご報告いたします。
中ノ町・笠井地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平 尾 積志地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ないにご報告を受けています。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
横 井 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
河輪・五島・白脇地区調査会で審議した結果、特に問題ないご報告を受けています。
続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 都田地区調査会で協議をしましたが、特に問題ございませんでした。
議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。
中 安 浜名・北浜地区調査会で協議いたしました。特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会、3件でございますが、協議の結果問題ありません。
議 長 続いて、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。
水 崎 春野地区調査会で協議しました。特に問題ありません。
議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。
井 上 佐久間・水窪地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第84号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。
次に、第85号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
齋 藤 それでは、議案13ページをご覧ください。第85号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当より説明いたします。
石 川 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。
今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が1件でございます。
議案13ページ、地区「河輪」、整理番号14番についてご説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である■■■■■、全部承継者である、■■■■■でございます。申請に至った経緯ですが、当初の計画では、■■■■■が、■■■■■に農地法第5条の許可を受け、申請地に自己用住宅、車庫を建築する予定でしたが、親の介護が必要となり、親の居住地の近くに住むことになったため、建築されないまま現在に至ります。承継者である、■■■■■は、建売住宅を販売する計画で、住宅の建築に適した本申請地を取得する計画に至りました。申請地は、■■■■■

石 川 []のところに位置する農地です。農地区分は、第2種農地に該当すると判断いたしました。承継後の転用計画は、建売住宅2棟を建築する計画であり、配置計画からみて転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、汚水は合併浄化槽で処理後、雨水とともに道路側溝へ放流する計画となっております。当初の許可目的達成が困難になった事由が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画に問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の第5条申請につきまして、議案23ページ、整理番号796番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第85号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議無いものと認め、承認することといたします。

次に、第86号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案15ページをご覧ください。第86号議案「農地法第5条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号746番外126件でございます。転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が82件、事業用の建物関連が5件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が25件、農業用施設が2件、太陽光発電が6件、営農型太陽光発電が1件、一時転用が6件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が5件、第1種農地が21件、第2種農地が28件、第3種農地が73件でございます。なお、是正案件は整理番号840番、847番、856番、870番でございます。また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、議案に丸を付した案件につきまして説明させていただきます。

議案22ページ、地区「篠原」、整理番号791番をお願いします。西区馬郡町の田畑28筆、他地目を含む合計面積5,866.98㎡について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、西区馬郡町に本社を置き、[]を営む法人です。新規の受注増加、事業の拡大に伴い、現在使用している工場が手狭となったため申請に至ったものでございます。申請地は、[]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第2種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場2棟、駐車場、緑地等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われる

石 川 ます。申請地は、周囲には擁壁を設置する計画であること、排水計画は、雨水は敷地内側溝から地下調整池を経て水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。盛土条例につきましては、対象外であることを確認しております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 24 ページ、地区「白脇」、整理番号 802 番をお願いします。南区中田島町の畑 10 筆 5,803 m²について、車輛置場を設けたいという申請でございます。申請者は、愛知県豊橋市に本社を置き、[] を営む法人です。現在、申請地近隣で事業を行っておりますが、事業拡大により、仕入れた中古車の保管場所が不足していることから、車輛置場を設けたく申請に至ったものでございます。申請地は、[] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、車輛置場を新設する計画であり、事業計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地は碎石敷とし、雨水排水は自然浸透させる計画であること、周囲には見切りとフェンスを設置する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 27 ページ、地区「三方原」、整理番号 826 番をお願いします。北区大原町の畑 12 筆、他地目を含む合計面積 43,087.93 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、東区市野町に本社を置き、[] を営む法人です。現在使用している工場が手狭となり、新規取引先からの受注への対応が困難な状況となったため、工場の新設を計画し、今後の事業拡大も踏まえ申請に至ったものでございます。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、事務所、プラント、駐車場、緑地、調整池等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地は、周囲には見切りとフェンスを設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ、水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽から水路に放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。こちらの案件は、県盛土条例の対象外であることを確認しております。

続きまして、議案 31 ページ、地区「中瀬」、整理番号 853 番をお願いします。浜北区中瀬の畑 4 筆 8,681 m²について、砂利採取を行いたいという申請でございます。申請者は、東区笠井新田町に本店を置き、[] を営む法人です。この度、良質の砂利採取

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。
 江 間 785 番の [] ですが、営業を始めると混雑が予想されます。そのため、周辺農
 地の付近には車を絶対に停めないようにお願いしました。次に、787 番の駐車場の件です
 が、アスファルト敷で排水は横の排水路に流すということです。こちらは高台になって
 いて台地の下の土地に迷惑が掛かるかもしれませんので、浸透柵の設置をお願いして了解
 してもらいました。また、トラックの駐車場ですので油分が流れるかもしれません。そ
 のため、分離槽を設置していただくことになりました。次に、789 番の資材置場と駐車場の
 件ですが、隣接民家との間にフェンスを設置するように要望しました。その他の件に
 ついては問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
 中 村 庄内地区調査会において協議しましたが、特に問題ありませんでした。
 議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
 横 井 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
 議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
 足 立 792 番 793 番 794 番の 3 件ですが、問題ありません。
 議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報
 告申し上げます。
 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題はないとの報告を受けていま
 す。
 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
 根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。
 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
 内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。
 議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
 岡 本 都田地区調査会で協議をしましたが、特に問題はございませんでした。
 議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
 山 中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題はありませんでした。
 議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
 杉 山 引佐地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
 議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
 後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。
 議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。
 中 安 浜名・北浜地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。
 議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会からお願いします。
 森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議をいたしました。今、事務局からご説明いただい
 た、853 番と 869 番については相当厳しいご指摘をさせていただきました。どちらも砂利
 採取に関わる案件でございます。復元後の耕作管理を誰が行うかも含めて議論をさせ
 ていただきました。とりわけ [] の事業につきましては、事前と事後に透水

- 森 島 試験を行っていただくことをご提案させていただきました。事務局のみなさんからすると、法的根拠がないため遠慮しながらお願いをしたところですが、現場を預かる農業委員とするとやってもらわなければならないと思います。工事の結果、水が浸透しなくなるということがあってはならないという立場でお願いしました。結果的には、業者のみなさんにも事前事後の透水試験を行うことや、工事の節々で農業委員会の立ち会いについても連絡を取り合いながら進めていくということでご了解をいただきましたので、問題ないというご報告をしたいと思います。
- 議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。
- 井 上 佐久間・水窪地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議 長 それでは、採決いたします。第 86 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。
- 次に、第 87 号議案「非農地証明について」を上程いたします。
- 事務局から説明をお願いします。
- それでは、お手元の議案 33 ページをご覧ください。第 87 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。
- 富 永 今月の申請案件は、地区「庄内」、整理番号 45 番外 1 件でございます。
- 地区「庄内」、整理番号 45 番の申請地は昭和 45 年頃に自己用住宅が建築され、宅地利用されているものです。
- 地区「天竜」、整理番号 46 番の申請地は、耕作困難のため、平成 16 年頃に植林されたものです。
- 説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
- (質疑なし)
- 議 長 それでは採決いたします。第 87 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 次に、第 88 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。
- 事務局から説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、お手元の議案 37 ページをご覧ください。第 88 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

富 永 別冊 1 の 13 ページに委員該当案件がありますのでお願いします。
議 長 それでは、委員該当案件がありますので、■■■■委員、■■■■委員はご退室をお願いします。

(■■■■委員、■■■■委員退室)

議 長 それでは、事務局、説明をお願いします。

富 永 別添資料の別冊 1 をご覧ください。

法改正前の制度である、令和 5 年度第 9 回浜松市農用地利用集積計画（案）でございます。公告予定は令和 5 年 12 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 181 筆、199,460.53 m²の内訳でございます。今月は、長上地区での 4 筆をはじめとして、計 24 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 25 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、27 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

9 ページの 11 番から 13 番をご覧ください。■■■■■■■■■■です。認定農業者の■■■■■■■■■■のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。西区篠原町■■■■■■■■■■外 2 筆の畑、計 2,472 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、9 ページの 14 番、15 番をご覧ください。■■■■■■■■■■です。代表取締役の■■■■■■■■■■が規模拡大のため、令和 5 年 7 月に法人を設立し、今回の申請に至りました。浜北区中瀬■■■■■■■■■■外 1 筆の畑、合計 2,550 m²を借り受け、キャベツの栽培を予定しております。

次に、9 ページの 1 番から 10 番、17 ページから 19 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 25 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

次に 29 ページをご覧ください。法改正後の制度によるものです。改正された農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律の施行により、農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更については、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定により農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出することとなっています。

今月は農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更が 12 筆ございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございません

- 議 長 か。
(補足説明等なし)
- 議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑なし)
- 議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 88 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
それでは、■■■■委員、■■■■委員のご入室をお願いします。
(■■■■委員、■■■■委員入室)
- 議 長 次に、報告事項の第 81 号から第 86 号までを、事務局から報告をお願いします。
齋 藤 議案 39 ページをご覧ください。今月の報告事項は一覧のとおりでございます。
報告は以上でございます。
- 議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
それでは、その他の委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。
- 議 長 ・農地取得等に係る新規聞き取り案件の面積基準について
森 島 ・運送・輸送業の 2024 年問題に係る農地転用について
議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。
局 長 ・農業会議情報について
縣 長 ・農地台帳補完調査書の発送について
縣 長 ・農業委員会だよりの配布について
縣 長 ・農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦について
齋 藤 今後の会議予定
・令和 6 年第 1 回農業委員会総会
日時 令和 6 年 1 月 16 日 (火) 午後 3 時 30 分から
場所 浜松市役所 本館 8 階 全員協議会室
・令和 5 年度西部農業委員会協議会研修会
日時 令和 6 年 1 月 29 日 (月) 午後 2 時 00 分から
場所 可美公園総合センター ホール
- 議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 12 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 50 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 5年 1月 16日 (火)

会 長 松島 好則

委 員 松澤 崇

委 員 平尾 温己